

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 別紙のとおり
法人番号： 別紙のとおり
住 所： 別紙のとおり
- 指名停止措置期間： 別紙のとおり
- 指名停止措置の範囲： 別紙のとおり
- 事実概要：

当該業者らは、公正取引委員会により、令和7年12月19日、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

- 指名停止措置理由：

測量業務又は役務の有資格登録業者である当該5社の上記案件に係る行為は、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～4 略	略
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内
6～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)

別 紙

指 名 停 止 業 者		措置の区分	参加資格種類	指名停止の期間	指名停止の措置対象区域
番号	商号又は名称				
1	日本交通技術株式会社 法人番号 7010501018351	指名停止 別表 2 - 5	役務	自 令和 8 年 2 月 20 日 至 令和 8 年 6 月 19 日 (4 ヶ月)	本院及び関東・北陸・中部・近畿地方測量部管内
2	大日コンサルタント株式会社 法人番号 9200001003031	指名停止 別表 2 - 5	測量業務 役務	自 令和 8 年 2 月 20 日 至 令和 8 年 4 月 19 日 (2 ヶ月)	本院及び関東・北陸・中部・近畿地方測量部管内
3	株式会社トーニチコンサルタント 法人番号 4011001015552	指名停止 別表 2 - 5	役務	自 令和 8 年 2 月 20 日 至 令和 8 年 4 月 19 日 (2 ヶ月)	本院及び関東・北陸・中部・近畿地方測量部管内
4	丸栄調査設計株式会社 法人番号 3190001010522	指名停止 別表 2 - 5	測量業務	自 令和 8 年 2 月 20 日 至 令和 8 年 6 月 19 日 (4 ヶ月)	本院及び関東・北陸・中部・近畿地方測量部管内
5	東海旅客鉄道株式会社 法人番号 3180001031569	指名停止 別表 2 - 5	役務	自 令和 8 年 2 月 20 日 至 令和 8 年 6 月 19 日 (4 ヶ月)	本院及び関東・北陸地方測量部管内